

令和3年経済センサス - 活動調査

統計表利用上の注意（サービス関連産業）

集計の対象

- 「サービス関連産業」の民営事業所について、売上（収入）金額等の必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

<サービス関連産業>

本調査では、「管理，補助的経済活動を行う事業所」を除く以下の産業を「サービス関連産業」としている。

- ① 「不動産業，物品賃貸業」
- ② 「学術研究，専門・技術サービス業」
- ③ 「宿泊業，飲食サービス業」
- ④ 「生活関連サービス業，娯楽業」
- ⑤ 「教育，学習支援業」のうち、「その他の教育，学習支援業」
- ⑥ 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「廃棄物処理業」、「自動車整備業」、「機械等修理業（別掲を除く）」、「職業紹介・労働者派遣業」、「その他の事業サービス業」及び「その他のサービス業」

なお、この集計では上記⑤及び⑥について、特段の記述がない限り、以下の表記を用いる。

⑤ 「教育，学習支援業」のうち、「その他の教育，学習支援業」	⇒	「教育，学習支援業」
⑥ 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち「廃棄物処理業」、「自動車整備業」、「機械等修理業（別掲を除く）」、「職業紹介・労働者派遣業」、「その他の事業サービス業」及び「その他のサービス業」	⇒	「サービス業（他に分類されないもの）」

経理事項における消費税の取扱い

- 売上（収入）金額等の経理事項は2020年1年間の数値である。また、この経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

なお、従来の活動調査等結果は、当時の消費税率であり、現行の税率（10%）と異なることから、時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf

欠測値の補完等

- ・ 調査票の未回答項目や回答内容の矛盾などについては、内容を精査し、平成28年経済センサス - 活動調査、令和元年経済センサス - 基礎調査、経済構造実態調査、報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。

<欠測値等の取扱いについて>

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/pdf/hotei.pdf>

その他の結果表章における注意点（四捨五入、秘匿処理等）

- ・ 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。
- ・ 該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「-」とした。
- ・ 「X」は、集計対象となる事業所の数が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象数が3以上の事業所に関する数値であっても、合計との差引きで、集計対象が1又は2の事業所の数値が判明する箇所は、併せて「X」とした。
- ・ 産業分類名における「別掲」については、次のとおりである。

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/pdf/otherwiseclassified.pdf>

- ・ 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」の区分に変更を行った。

このため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできない。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777099.pdf

- ・ 調査対象の事業所は、平成28年経済センサス - 活動調査では活用されていなかった「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。

このため、従来の活動調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができない。集計結果の時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。